

マイナンバーカードを資料利用券としてご利用いただけます

大分県立図書館では、平成30年3月27日から、総務省が推進する「マイキープラットフォーム構想」の一環であるマイナンバーカードを活用した『図書館共同利用システム』実証事業に参加し、マイナンバーカードを大分県立図書館の資料利用券としてご利用いただけるようになります。

なお、マイナンバーカードでの図書館利用には、大分県立図書館調査相談カウンターで事前登録が必要となります。

利用いただける内容～資料(本)の貸出(禁帯本、雑誌、新聞等は除く)

1. 事前登録に必要なもの

- (1) 「マイキーID」を設定したマイナンバーカード
※マイキーIDは事前にご自身で設定いただくものです。
 - ・大分県立図書館でも設定用のパソコンを用意します。
 - ・マイキーIDを設定される際は、マイナンバーカードの暗証番号(数字4ケタ)の入力が必要です。



- (2) 大分県立図書館資料利用券

※資料利用券をお持ちでない方は、最初に資料利用券をお作りください。
・資料利用券の発行要件については、利用案内をご覧ください。



2. 事前登録の手続き

- (1) 大分県立図書館2階調査相談カウンターで申込書に記入し、マイナンバーカードと資料利用券を添えて提出してください。
- (2) 大分県立図書館では、専用端末でマイナンバーカードを読み取り、マイナンバーカード内に保存されているマイキーIDと図書館カード番号を相互に関連付け、マイキープラットフォームに登録します。

3. 貸出の手続き

貸出カウンターでマイナンバーカードの提示(読み取り)のみでご利用いただけます。
※自動貸出機の場合は、資料利用券をご利用ください。

※マイキープラットフォームとは

図書館等の公共施設の利用者カードや自治体のポイントカード等、様々なカードに関する利用番号等と、マイナンバーカードのマイキー部分(マイナンバーカードのICチップの民間活用可能な公的個人認証と空き領域の部分)に作成するID(マイキーID)を紐づけ、マイナンバーカード1枚で様々なサービスを利用可能とするシステム。

※マイキープラットフォームについての問い合わせ先:

大分県電子自治体推進室電子自治体推進班(097-506-2065)